

平成22年7月1日
職業安定局雇用開発課就労支援室
室長 川村 徹宏
室長補佐 下角 圭司
(代表電話) 03-5253-1111(内線5790)
(直通) 03-3502-6776

報道関係者各位

就職安定資金融資制度の廃止等について

1. 事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した方に対して、住居入居初期費用等の貸付を行う就職安定資金融資制度については、住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、直近では融資件数が一月当たり100件を下回るなど(一都道府県当たり1~2件)、利用実績が著しく減少しており、この減少傾向は続く見込みです。
2. 一方、制度の不正利用の件数は減少しているものの、離職事実や入居住宅を偽装し、貸付金を詐取する組織的かつ悪質な事案も含め、不正事案が今なお発生しています(別紙1参照)。
3. 本融資制度については、住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、利用件数が著しく減少していること等を勘案し、本年9月末を以てハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止することとします。
4. なお、依然として、悪質な不正利用が発生しているため、制度廃止までの間、ハローワークにおける離職や入居住宅等の事実関係の確認の徹底、申請に係る事業所情報・住居情報の一括管理、警察への積極的な情報照会の実施等の不正利用防止対策の強化を併せて実施します(融資実施分については、制度廃止後においても必要な確認等の不正利用防止対策を実施)。(別紙2参照)

一 制度の現状

1 制度の利用状況

就職安定資金融資制度は、平成20年12月に創設されましたが、とりわけ平成21年前半において、いわゆるリーマンショックに端を発する世界的金融恐慌に伴い、解雇や雇止めにより社宅や社員寮からの退去を余儀なくされた非正規労働者の住居の確保に利用され、平成21年1月から6月までの融資件数は、一月平均約1,500件でした(ピーク時の平成21年2月は2,274件)。

しかし、その後の解雇や雇止めの減少、平成21年10月の住宅手当及び総合支援資金貸付の創設に伴い、直近では一月当たりの融資件数が全国で100件を下回るな

ど、著しく利用実績が減少し、この減少傾向は続く見込みです。(本年5月の融資件数は、全国で74件、一都道府県当たり1～2件となっています。)

2 悪用事例の概要

本年4月末までに貸付決定を行った約11,524件のうち、全国13労働金庫が悪用事例として把握をした事例365件(貸付全体の3.2%)について、社団法人全国労働金庫協会及び各労働金庫の協力を得るほか、ハローワークが把握する情報に基づき、発生時期、態様等を調査しました。(別紙1参照)

(1) 発生時期

悪用事例について、発生時期別に見ると、制度創設から昨年3月末までに貸付決定されたものが全体の37%、4月～6月分が40%、7月～9月分が10%、10月～12月分が11%、今年1月～4月分が2%となっています。

(2) 悪用事例の態様

悪用事例の態様を見ると、詐取を目的としたものが約41%、その他(転居先を知らせないまま行方不明となった者など)が約59%。

詐取を目的としたもののうち、暴力団の関与が確認できたものが約9%、それ以外の組織的・集团的なものが約89%、その他のものが約2%となっています。

(3) 詐取の手口と発覚の経路

利用者が事業所及び不動産媒介業者と共謀し、ハローワークに提出する「離職・住居喪失証明書」及び「入居予定住宅に関する状況通知書」を偽造することにより、離職及び入居住宅に関する事実を偽装し、貸付金を詐取するものが多い状況です。

また、こうした悪質な事例は、組織的であり、同一の事業所、同一の不動産媒介業者が絡んだ複数人の申請事案が見られます。

発覚の経路としては、ハローワークの確認によるものが8%、警察の捜査によるものが21%、労働金庫の確認によるものが67%、その他・不明が4%となっています。

二 制度の廃止等

就職安定資金融資制度については、住宅手当及び総合支援資金貸付の創設等に伴い、利用件数が著しく減少していること等を勘案し、本年9月末でハローワークにおける新規融資の申請受付を終了し、制度を廃止します。

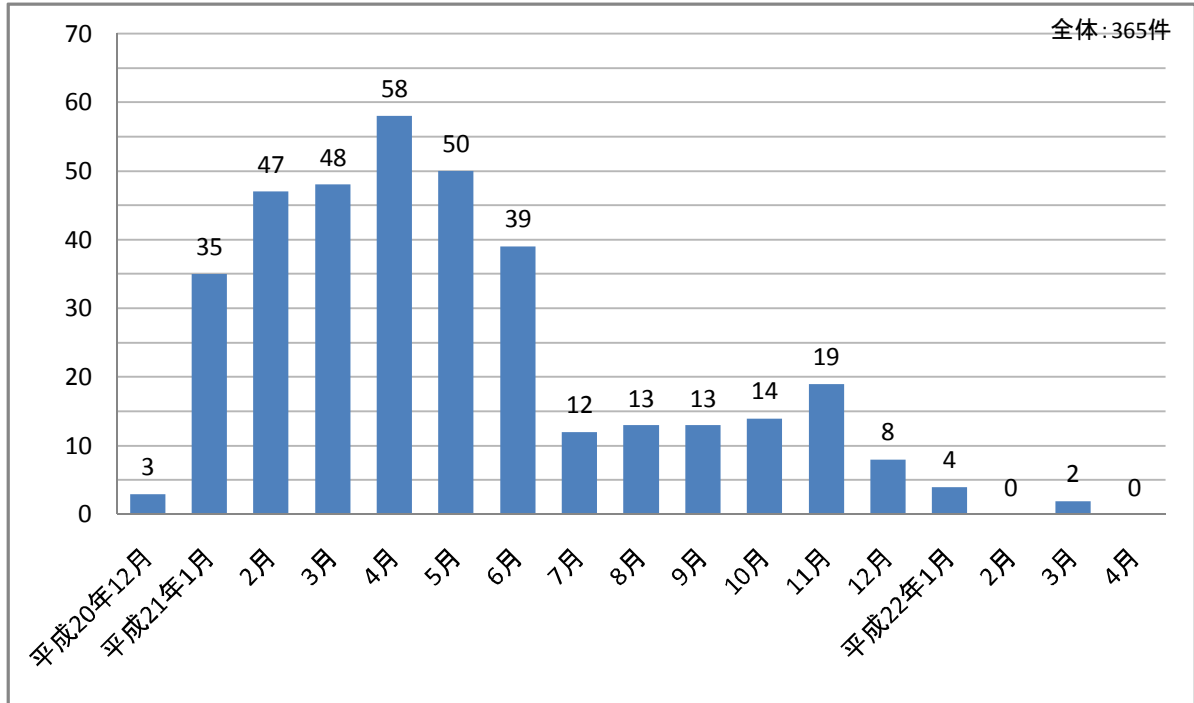
また、制度の不正利用に対しては、逐次、不正防止対策を実施してきましたが、不正利用件数は減少しているものの、依然として、悪質な不正利用が発生しているため、制度廃止までの間、不正利用未然防止のための注意喚起、ハローワークにおける離職事実・退去住居・入居住居の確認の徹底、申請に係る事業所情報・住居情報の一括管理による監視体制の強化、警察への情報照会の確実な実施等の不正利用防止対策の強化を実施します。なお、融資実施分については、制度廃止後においても必要な確認等の不正利用防止対策を実施します。

(別紙2参照)

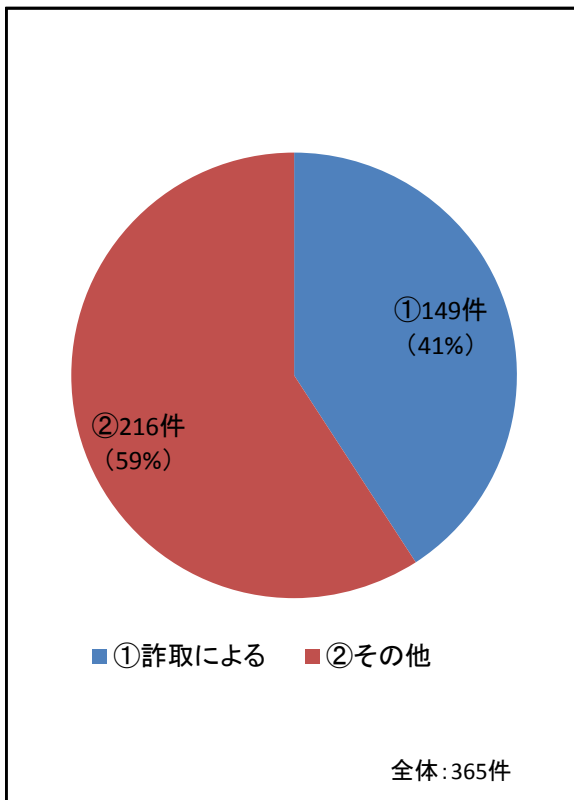
- [別紙1\(PDF:173KB\)](#)
- [別紙2\(PDF:124KB\)](#)

就職安定資金融資の悪用事例の概要

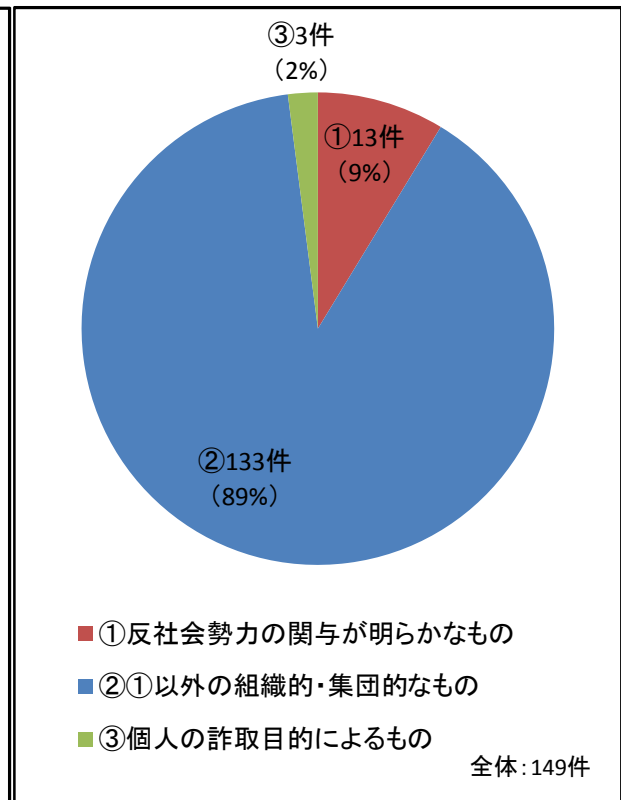
1. 悪用事例の発生時期



2. 悪用事例の内容



3. 詐取の態様



4 不正の手口

事例1（平成21年2月～7月に融資）

暴力団の構成員とみられる者が、不動産媒介業者と共謀して貸付金を詐取。

事例2（平成21年3月～6月に融資）

不動産媒介業者と共謀し、架空の住宅などで入居住宅等に関する関係書類を偽造し、貸付金を詐取。

事例3（平成21年4月～7月に融資）

自らを行政書士と偽り、架空の社宅住所や入居予定住宅を偽装し、失業者を募り、貸付金を詐取。

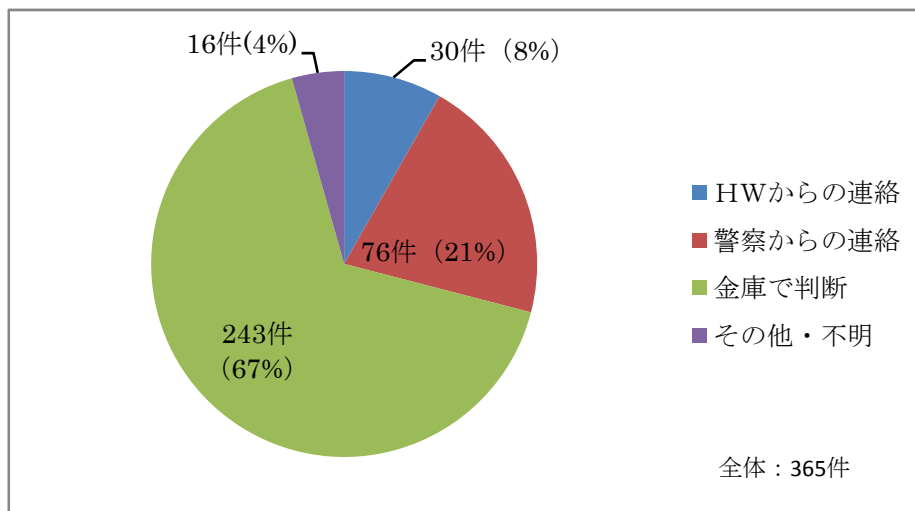
事例4（平成21年5月～9月に融資）

暴力団の構成員とみられる指南役の下、離職事実や入居住宅を偽装し、ハローワークから不正に証明書を取得し、貸付金を詐取。

事例5（平成21年6月～12月に融資）

事業所の社印を偽造し、「離職・住居喪失証明書」を偽造し、貸付金を詐取。

5 発覚の経路



不正利用防止対策の詳細

1 これまでの不正利用防止対策

これまでに講じた主な不正利用防止策は以下のとおり。

- 2 1年6月 退去住居と入居予定住宅、並びに離職事業所については、住宅地図等により確認するほか、必要に応じて現地訪問調査を実施すること等とした
- 2 1年8月 入居後に「住居確保報告書」、「住居継続入居報告書」を提出しない者の生活・就職活動費を支給停止すること等とした
- 2 2年2月 「暴力団員でないこと」を貸付要件とし、必要に応じて警察との情報交換等を実施すること等とした

2 不正利用防止対策の強化

これまでに講じた不正利用防止策の実施後に悪用事例の件数は減少しており、防止策が一定の効果を上げたものと考えられるが、防止策を講じた後においても悪用事例は一定数発生し、その手口は組織的かつ悪質なものであることから、今後はさらに以下のような不正防止の強化策を講じる。

(1) 不正行為の未然防止のための注意喚起

各種申請書及び案内文に、離職の事実等については必ず現地調査により事実関係を確認すること、内容に不審な点が認められる場合には不動産媒介業者も含めて警察当局に情報照会すること、事実と異なる記載が明らかになった場合には法的措置の対象とすること、等の警告を記載するとともに、本人に説明する。

(2) ハローワークにおける事実関係の確認の徹底

① 貸付前における確認

全ての案件について下記確認を行い、確認が完了するまでは対象者証明書を発行しない。

- ・ 離職事実・退去住居に関する確認

離職票による確認だけでなく必ず当該事業所を訪問し、事業主に直接、申請者の離職の事実関係、離職理由と住居喪失の事実関係、さらに退去住居が実在することを確認する。

- ・ 入居予定住居に関する確認

住宅地図による確認等の他、不審な点がある場合は現地確認を行う。

② 貸付後における入居住宅に関する確認

- ・ 貸付後、入居届が提出された時点で、必ず郵便物発送等により入居事実を確認する。

(3) 事業所情報、住居情報の一括管理

ハローワークは、(2)の①、②の事項について、申請書等が提出された時点で直ちに労働局を通じて本省に報告し、本省は事業所情報及び住居情報について総合的に監視確認（同一事業所からの多数の離職、同一事業所への多数の再

就職、同一住宅への複数人の入居、同一人からの複数回の申請等、不審な点についてのチェック)することにより、不正利用の防止を図る。

(4) 警察への積極的な情報照会の実施

仲介不動産業者に関しては、暴力団関係者でないことについて、必ず警察当局に積極的に情報照会を行う。申請者本人、離職事業主に関しては不審な点が認められる場合は警察に対する照会を行う。

(5) 不正案件の報告・点検

(1)～(4)の実施にもかかわらず不正事案が発生してしまった場合は、逐次、労働局を通じて本省に報告し、必要な対策を講ずる。